

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）議事録

■日時 令和7年7月25日（金） 午後3時30分～午後3時45分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下部会長、荒井委員、飯泉委員、尾崎委員、高橋委員、速水委員、山口委員、横田委員

■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

「（仮称）ニトリモール東八三鷹建設事業」

⇒ 【大気汚染】【騒音・振動】【土壤汚染】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について審議を行い、【騒音・振動】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和 7 年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第一部会（第 3 回）  
速記録

令和 7 年 7 月 25 日（金）  
対面及びオンライン併用

(午後 3時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち9名の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

これより、令和7年度第3回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 山下でございます。

本日は酷暑の中、また、7月下旬、それぞれに御多用な中を御参加いただき、誠にありがとうございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 それでは、ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)ニトリモール東八三鷹建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、会議次第、第1の「(仮称)ニトリモール東八三鷹建設事業」環境影響評価調査計画書について、項目選定及び項目別審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料1-1を御覧ください。

1. 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの9項目です。

選定した項目については、意見がございますので、御説明いたします。

騒音・振動の項目です。

工事施工中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動及び工事完了後の設備の稼働に伴う騒音・低周波音の予測では、予測地点として最大値が出現する地点を含む範囲を計画しているが、計画地は、西側は第一種低層住居専用地域に、北側は第一種住居地域に接していることから、最大値出現地点のほか、周辺住居等に配慮した予測地点を設けること。

続きまして、2. 選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の8項目です。

こちらの項目についての意見はありませんでした。

3. 都民の意見書及び周知地城市長の意見は、4ページからの別紙のとおりとなります。4ページを御覧ください。

1. 意見書等の件数は、都民からの意見書が0件、周知地城市長からの意見は、三鷹市長及び調布市長の意見が2件で、合計2件でした。

続きまして、意見の内容です。

2. 都民からの意見書は、提出がございませんでした。

次に、3. 周知地城市長からの意見を要約して説明いたします。

三鷹市長からは、環境全般に関する意見として、

三鷹市民から提出された意見については、環境保全の観点から誠意を持って十分な対応を行うこと。

本計画地の周辺では、週末を中心に交通渋滞が発生しており、生活環境に及ぼす影響が大である。今後、関係車両の走行や駐車場利用に当たっては、アイドリングストップ等の周知徹底のみならず、周辺道路の交通状況等を踏まえて渋滞発生を抑制するため、敷地から道路への車両の出入りについて十分配慮をすること。

との意見をいただきました。

調布市長からは、環境全般に関する意見として、

調布市民からの意見や要望などが提出された場合には、十分かつ丁寧な対応を図ること。

当該事業の実施が調布市民に影響を及ぼすことがあると考えられることから、適時、調布市へ情報提供を行うこと。

一般項目及び環境項目については、調査・予測・評価の実施において様々な視点に配慮すること。

選定しなかった項目については、今後、事業の進捗により新たに選定の必要が生じた場合には、適切に対応すること。

調査データについて、求めがあれば、公開、公表等ができるよう、努めること。

本計画地の周辺では、週末を中心に交通渋滞が発生していることから、関係車両の走行や駐車場利用に当たっては、周辺道路の交通状況等を踏まえて渋滞発生を抑制するため、敷地から道路への車両の出入りについて十分な配慮をすること。

温室効果ガスの項目については、建築物における省エネルギー化の徹底や再生可能エネルギーの導入等において法令基準以上の積極的な取組を行うこと。

との御意見をいただきました。

説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございました。

選定した環境影響評価の項目において、騒音・振動について意見がありました。

この項目を御担当されていらっしゃいます委員から補足の説明などをこれからお願ひいたします。

それでは、騒音・振動担当の高橋委員、お願ひいたします。

○高橋委員 騒音・振動を担当しております高橋です。よろしくお願ひします。

騒音・振動の意見ですが、そこに書いていただいているとおり、調査計画書の中では、騒音・低周波音の予測地点として、最大値が出現する地点を含む範囲と記載されています。これはもう間違いないこのとおりなのですが、計画地の周辺を見ると、西側には第一種低層住居専用地域、それから、北側には第一種住居地域が接していることから、最大値が出現する地点だけではなくて、そういう影響の大きいところ、つまり、住居の密集しているようなところも含むような広い範囲で予測をしたほうがいいと考えております。

前回の6月の総会で事業者にこの点を質問したときには、「そういうことも検討できるように、センター図も書いて検討したい」という回答をいただきましたので、おそらく大丈夫だと思うのですが、念のためにこの意見をつけさせていただくということでございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

騒音・低周波音の予測において、最大予測地点以外に、計画地が、特に西側、北側が住居に接していることに配慮して予測地点を設けるように、追加するようにという御意見で

ございました。ありがとうございます。

続きまして、本日御欠席の委員の方から事務局でコメントなどを預かっていらっしゃるでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 承知しました。

それでは、ただいまの説明について委員から御意見などがございますでしょうか。

御発言をされる際には、最初にお名前をお願いいたします。

ウェブで参加の委員につきましては、挙手をお願いいたします。

特にほかに御意見等はございませんか。

(無し)

○山下部会長 高橋委員からは、先ほどの御説明で十分でございましょうか。

○高橋委員 私からは以上で大丈夫です。

○山下部会長 ありがとうございます。

恐縮ですが、私から確認を1点させていただきたいと思います。

確認をさせていただきたい事項は、先ほど資料1－1別紙で御紹介いただきました周知地域市長からの意見、調布市のうち、資料の5ページに、影響を及ぼすと予測される地域の範囲についてでございます。

計画書の該当は149ページ、詳しくは表9-2に整理されている影響の範囲かというふうに考えます。

それで、実際に御意見のとおりでございまして、最大影響の予測される地点からの距離で、370から380mが影響の範囲とされており、最終的に計画地敷地境界から周囲400mをこの地域と定めるとされている点でございます。

ただし、調布市長の要約によりますと、町丁目のうち、調布市深大寺北町4丁目の一部の後、深大寺東町6丁目的一部については、特に記載はないですが、この点については、これら全てを含むという、その趣旨でよろしいでしょうか。

147ページの表9-1、町丁目に若干の差異がありますが、148ページの地図を見ますと、確かにかすめる形で400mですと深大寺東町6丁目一番南側が含まれていますので、この点については特に変更等がないという答えでよろしいですか。

○藤間アセスメント担当課長 変更ございません。

○山下部会長 147ページ記載のとおり。

○藤間アセスメント担当課長 そのとおりでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、特にこれ以上の御意見がないようでございますので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、6ページの資料1-2を御覧ください。

資料1-2は、環境影響評価調査計画書について、第1として部会での審議経過、第2として審議の結果、第3としてその他の事項を記載してございます。

では、読み上げます。

「(仮称)ニトリモール東八三鷹建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について  
(案)

#### 第1. 審議経過

本審議会では、令和7年6月3日に「(仮称)ニトリモール東八三鷹建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地城市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2. 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地城市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

#### 第3. その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

表については省略させていただきます。

説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

総括審議に関するただいまの御説明について、御意見などがございますでしょうか。

特に挙手がないようでございますが、よろしいでしょうか。

(無し)

○山下部会長 それでは、特に御意見がないようですので、ただいま御説明いただいた内容で、次回の総会に報告いたします。ありがとうございます。

最後に、その他ですが、何かございますでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特にございませんようですので、これをもちまして本日の第一部会を終わります。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退室をしてください。

(傍聴人退室)

(午後3時45分 閉会)